

第 13 回

熊本県議会

地域対策特別委員会会議記録

令和3年9月28日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

## 第13回 熊本県議会 地域対策特別委員会会議記録

令和3年9月28日(火曜日)

午前9時58分開議

午前11時22分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 新たな地方創生への取組に関する件
- (2) 行政サービスの維持向上に関する件
- (3) 付託調査事件の閉会中の継続審査

出席委員（16人）

委員長 高木健次  
 副委員長 岩本浩治  
 委員 岩下栄一  
 委員 松田三郎  
 委員 溝口幸治  
 委員 田代国広  
 委員 西聖一  
 委員 渕上陽一  
 委員 濱田大造  
 委員 河津修司  
 委員 山本伸裕  
 委員 松野明美  
 委員 池永幸生  
 委員 城戸淳  
 委員 本田雄三  
 委員 前田敬介

欠席委員（なし）

議長 小早川宗弘

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

部長 白石伸一

理事兼

市町村・税務局長 村上徹

市町村課長 坂野定則

首席審議員兼人事課長 城内智昭

企画振興部

政策審議監 厚地昭仁

交通政策・情報局

情報政策審議監 島田政次

企画課長 津川知博

首席審議員兼

地域振興課長 小川剛史

情報政策課長 臼井洋介

知事公室

政策調整監 天野誠史

健康福祉部

健康福祉政策課長 椎場泰三

環境生活部

環境政策課長 江橋倫明

商工労働部

商工政策課長 市川弘人

観光戦略部

観光交流政策課長 久原美樹子

観光振興課長 川寄典靖

農林水産部

首席審議員兼

農林水産政策課長 深川元樹

農地・担い手支援課長 高野真

土木部

監理課長 森山哲也

教育委員会

教育政策課長 井藤和哉

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 松本浩明

政務調査課主幹 内布志保美

午前9時58分開議

○高木健次委員長 ただいまから、第13回地域対策特別委員会を開催します。

なお、本委員会に1名の傍聴の申込みがっておりますので、これを認めることといたします。

まず、前回の委員会後に、執行部関係部課

職員に人事異動による変更がありました。紹介につきましては、お手元の関係部課職員名簿のとおり代えさせていただきます。

なお、本日の委員会出席者は説明資料に係る職員のみとしておりますので、お手元の配席表により御確認ください。

それでは、お手元に配付の委員会次第に従い付託調査事件を審議させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議題1、新たな地方創生への取組に関する件、議題2、行政サービスの維持向上に関する件について、一括して執行部から説明を受け、その後、質疑を受けたいと思います。

なお、委員会の運営を効率的に行いたいと考えておりますので、説明につきましては簡潔にお願いします。また、説明者は着座にて説明をお願いします。

本日は、本会議への入室数を抑えるため、報道機関等の入室を一部制限しております。これに対処するため、本日の委員会の様子をパソコン等で視聴できるように、庁内に配信しておりますので、発言内容が聞き取りやすいよう、マイクを近づけて明瞭に発言していただきますようお願いいたします。

○臼井情報政策課長 それでは、資料に基づいて御説明させていただきます。

1ページ目をお開きください。

本日の御説明内容に入ります前に、6月の地域対策特別委員会の振り返りでございますが、6月では、そもそもデジタルトランスフォーメーション（DX）とは何かということを御説明し、デジタル庁設置につながる国のDX関連の動きを御説明し、県の昨年度のDX関連の動きというのを御紹介いたしました。

県の動きとして、具体的に1つ目としては、県庁の施策や県庁の内部事務をどうデジタル化するか、DXしていくかという観点で、副知事をトップに置き、部長級を構成員

とする高度情報化推進本部、そしてその体制の下、計画的に実施される令和3年度から5年度までを計画期間とする情報化推進計画、この御説明をいたしました。

2つ目として、産学官によるDX、これをどう機運醸成していくか、行政のみならず学術界、産業界等とどう一緒にやっていくかという観点で、知事とJR九州特別顧問の石原様を共同座長に立ち上げたDXくまもと創生会議、この御説明をいたしました。

今回の地域対策特別委員会では、この2つの取組の今年度の動きを御説明させていただければと思います。

では、資料の説明に入ります。1ページ目をお開きください。

こちら、令和3年度から5年度までを計画期間とする情報化推進計画となっています。

下段のほうを見ていただきますと、令和3年度熊本県情報化施策実施計画というものがございまして、これが推進計画に基づき情報化施策関係を計画的に実施していくために、令和3年度に実施する事業の内容を明示したものとなっております。この事業や次年度の事業の内容についても、知事部局、警察本部、企業局、教育庁で構成される熊本県高度情報化推進本部を通じて進捗管理を行っていきたくて考えております。

それでは、今年度取り組む事業をまとめた実施計画の内容を御説明します。今年度後半の取組や来年度以降への展開等を見据えて御審議賜ればと思っております。

2ページ目をお開きください。

まずは、「安全・安心・便利で創造性豊かな社会の実現」のため、「ICTを利活用するための環境整備」として事業を掲げております。

時間の関係上、予算規模が大きいもののみを抜粋する形で進行させていただきます。

3ページ目をお開きください。

予算規模の大きい事業として、4行目、新

総合財務会計システムの構築事業ということで、はんこレス、ペーパーレス、キャッシュレスの「3つのレス」への対応や財務会計事務の省力化・効率化を見据えた新総合財務会計システムの基本構想を現在策定中でございます。

次の行へ行っていただきまして、新総合財務会計システム管理事業。こちら納入通知書にキャッシュレス収納等を導入するために、システム改修を行っているというところになります。このような事業でもって、行政手続の「3レス」を確実に推進していきたいと思っています。

4ページ目へいきまして、「県民が便利に暮らせるまち」を目指して、5番、地域系ですけれども、ICT等を活用した持続可能な地域づくりとして、2行目、移住定住促進事業というのがございます。移住定住を促進し、地域課題の解決と地域活性化を図るため、ICTを活用した情報発信や移住希望者データベースの管理等を行う事業でございます。

その後2行下に下がっていただきまして、医療系でございます。「くまもとメディカルネットワーク」の構築推進のため、地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業というものがございます。

そもそも、くまもとメディカルネットワークとは何かということですが、中身の説明のところの米印、小さい文字でありますように、県内の医療機関や介護関連施設などで、参加者の診療・調剤・介護に必要な情報を共有して、医療・介護サービスに生かすシステムでございます。このネットワークに、医療機関等の加入や利用、あるいは患者様の参加の促進を進めるという事業でございます。

5ページ目をお開きください。

9番、教育関係でございます。1行目、熊本県教育情報化推進事業（ICT環境・活用

体制整備）ということで、ICT教育日本一を目指して県立学校の児童生徒1人1台端末等のICT環境整備及び各種研修等による教員のICT活用指導体制の整備を推進するという事業でございます。

続いて6ページ目に行ってくださいまして、テーマとしましては「企業や事業者が創造性を発揮できるまち」というところで施策を取りまとめてございます。

1行目、介護関係。熊本県介護職員勤務環境改善支援事業（介護ロボット・ICT導入）ということで、介護施設・事業所における勤務環境を改善し、介護職員の負担を軽減するため、介護ロボット・ICTの導入を支援する事業でございます。

続きまして2行下がっていただきまして、第4次産業革命推進事業、これは産業系でございますけれども、県内企業のIoT・AI等の技術導入促進を図るため、導入支援チーム派遣による伴走支援、導入計画策定への補助、普及啓発セミナー、ITベンダーとのマッチング相談会、設備導入の補助等を行う事業でございます。

その下、プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業、こちらプロベースと俗に言われるものですが、注意書きのところにありますように、企業の成長戦略を具体化していく人材の活用による企業の経営革新と併せて、首都圏などに所在するそのような人材の地方還流を図る拠点ということで、DX関係の人材を掘り起こし、企業のほうに獲得していただくことを支援するという事業でございます。

2行下がっていただきまして、観光関係ですけれども、デジタルマーケティング事業ということで、ポストコロナを見据えWebサイトやSNS等のデジタル媒体を活用しターゲットを明確にしたプロモーションを実施するという事業、あるいはスマート観光交通体系構築推進事業ということで、観光Ma a

S、これは最近言われておりますけれども、旅行者の移動ニーズに対応して、複数の移動交通サービスや観光資源、これを最適にITによって組み合わせて、検索・予約・決済などを一括で行うサービスでございます。こういったものの検討を行うため、阿蘇地域において実証実験を行い、事業収益化に向けたビジョン作成のための調査を行っております。

7ページをお開きいただきまして、下から2行目、農業関係ですけれども、スマート農業導入加速化事業ということで、担い手が減少する中でも省力化や生産性向上、高品質な農産物の安定生産を実現するため、ロボットやICT技術を活用したスマート農業の研究や現地実証・実装、周知啓発・教育を行っております。

8ページ目に行きまして、上から5行目を見ていただきたいと思うんですが、スマート養殖業技術開発事業ということで、魚類養殖業の労働負担軽減や収益性向上のため、ICTを利用した水温センサーや自動給餌管理システムを養殖場に導入し、収集したデータをAIで解析することにより、AI技術による養殖管理を推進するという事業に取り組んでおります。

最後の行、建設系でございますけれども、CALS/EC事業（施設管理データベースシステムの構築事業）ということで、県庁の業務の効率化や省力化を図るため、土木部の各課が管理する施設台帳や補修履歴等を一元管理するシステムというのを現在構築してございます。

9ページ目をお開きください。

「災害や危機に強いまち」として、1行目、防災・震度情報システムの管理ということで、県民が多くの手段により防災情報を収集できるようにするため、ホームページ、SNS、メール等による情報発信を行っております。

続いて、10ページ目をお開きください。

こちらからが、どちらかという県庁のデジタル化や自治体を含む行政全体のデジタル化ということのテーマで取りまとめた事業になります。

「先端技術やデータ利活用による高度化された行政」ということで、1行目、ICTを活用した働き方改革等推進事業（ペーパーレス会議事業）ということで、県庁の文書作成・編纂事務を効率化するため、ペーパーレスによる会議や打合せを行うシステムを運用するという事業をしております。

また文書管理システム再構築事業ということで、県庁の電子決裁の促進や行政文書の適正管理の推進のため、文書管理システムをより使い勝手がいいものに構築し直すという事業を現在行っております。

その次の行、ICTを活用した働き方改革等推進事業（無線LAN整備事業）ということで、県庁職員が自席PCをどこへ持ち運んでもペーパーレスで打合せすることができる庁内環境を整備するというので、無線LANを整備しております。

11ページ目をお開きください。

こちら予算規模が大きいもの、再掲になりますけれども、先ほど申し上げました3行目、4行目に財務会計システムの事業が再掲されております。

12ページ目をお開きください。

県・市町村システム等の共同利用の推進ということで、市町村関係でございます。

4行目、自治体情報セキュリティクラウド共同運用事業ということで、インターネット接続に伴う県及び全市町村共同のセキュリティクラウドという、県と市町村がインターネットにさらされる接続口を1つに集約して、セキュリティ対策を共同で行うということ、これを実施しております。

13ページ目をお開きください。

働き方改革系でございますけれども、2行目、ICTを活用した働き方改革推進事業

（テレワーク事業）ということで、在宅勤務や出張等の多様な働き方に対応するため、テレワークシステムの運用やビジネスチャットツール、電話やメールだけじゃなくて、もう1つコミュニケーション手段を持ち込みましょうということで、今年度取り組んでおります。

3行目、熊本県教育情報化推進事業（校務情報化）ということで、県立学校の校務のほうも情報化・効率化するためにシステムの改修・運用等を行ってございます。

14ページ目、業務システムの最適化というところで、交通法令違反情報管理システムの構築、2行目でございますが、こちらシステム関係の構築を現在行っております。

緑色のところにあります、災害や危機に強い行政ということで、ネットワークの強靱化でございます。防災情報通信基盤事業ということで、災害時の通信確保のため、既存インフラの強化や通信回線の多重化に向けた検討を行っております。

また、熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業ということで、こちら県庁内部のネットワークですけども、こちらについても多重化を図っております。

以上が、簡単ではございますけれども、今年度取り組んでいるデジタル関係の事業になってございます。

続きまして、15ページ目をお開きください。

本日、DX関係の2つ目のテーマになります。こちら、先ほどまでは行政のお話でしたけれども、こちらからは行政のみならず産学官がDXに取り組む必要があるということで、昨年立ち上がったDXくまもと創生会議、こちらの説明になります。6月の特別委員会でお示したときから多少進捗してございますので、その途中経過を御説明できればと思います。

メンバーは、知事とJR九州の特別顧問を

共同座長にして、一番下のメンバーのところにありますけれども、熊本県を代表する産学の中心的なメンバーの方になっていただいております。議題のところを見ていただきますと、第2回の3月の2ポツ目にありますが、グランドデザインを産学行政の共通指針として策定しましょう、ということが決定されてまして、今年の8月にその中間取りまとめについて御審議いただきました。10月頃最終取りまとめを目指して頑張っているというところで、今日はそのグランドデザインについて御説明させていただけたらと思います。

16ページ目をお開きください。

これが、グランドデザインの全体像でございます。まず、最上位概念としては県民総幸福量の最大化を掲げまして、その下側にグランドデザインがございます。ビジョンと、ビジョン実現に向けた方向性、言い換えれば課題、そしてその課題をどのようにデジタル技術でやっていくかというところで、各方向性の実現手段、言い換えれば課題解決手段、あるいはデジタル技術を活用した方策の枠組みというものを示せばと思っております。

そして来年度以降、このグランドデザインを踏まえたところで、産学官で複数のプロジェクトが展開されていく、その動きでもって産学官で機運醸成を高めていきたいと思います。という取組でございます。

8月に御審議いただきましたのは、このグランドデザインの3層のレイヤーがありますけれども、上半分からというところで、最下段のデジタル技術を使って何に取り組んでいくか、どう取り組んでいくかというのはこれから御審議いただくのですが、上半分、つまりどんな課題を解決に向けて取り組むのかというところについては、一定程度共通認識が図られたところがございます。

その内容について、17ページ以降で御説明いたします。

18ページ目をお開きください。

こちら「はじめに」ということで、導入部分でございます。人口減少という「向かい合わなければならない現実」と、一方で「未来に向けた可能性」として新たな技術や新たな価値観というものがあるというところを、まとめさせていただいております。

19ページをお開きください。

行政が行政のために計画を策定するということはよくあることなのですが、こちら産学官の羅針盤ということで、あまりない取組なので、その必要性について書かせていただいています。

問題意識としては、2ポツ目にありますように、DXいわゆるデジタル化による変革の推進は、熊本県が目指す未来の姿を実現するための手段の1つに過ぎず、手段の目的化に注意しなければいけないということで、まず目的をしっかり持ちましょうと。またDXを推進するに当たっては、他県と同じことをしていてもだめというか、多少差別化というか、何を狙っていくかという戦略的な視点が必要というところ。

また、その下のところの枠組みにありますように、行政はもちろんのこと産業界、学界、その他団体等が関係して連携して取り組む必要があるというところという、関係者間でその使い方が曖昧であれば、その熊本県全体として結果がどうなるかというのが運任せになってしまいますので、ある程度同じ方向を向けるようにグランドデザインを策定しましょうというところがございます。その中身が、20ページ目でございます。

先ほど申し上げたとおり、これをデジタル技術でどうするかというのについては今後、創生会議で御審議いただく予定ですが、何を狙うのかというところを、産学官の皆さんがお互い違う組織であっても、同じ方向に向けるように分かりやすく構造化しているものになります。

最終目標は、県民総幸福量の最大化という

ところですが、2つのビジョン、言い換えれば、幸福量の最大化をどう具体化するかというところのあるべき姿としては、左側、黄色囲みのところが、「産業の発展を共創し県民所得を伸ばし続ける県くまもと」。右側、赤色の四角囲みのところが、「ひとを惹きつける快適・安心な生活環境を共創する県くまもと」というところでございます。

もう少し具体的に言いますと、黄色のところは県民所得を、熊本県の強みである分野を成長エンジンに、人口減少の中にあっても増大させるというところで、重点分野として、ものづくり産業、農業、観光というのを掲げております。

一方右側、こちらについては人口の社会増を中長期的には目指しましょうというところで、どうやって目指すのかというところに関しては、熊本県の強みである医療や、経験のある災害を生かして、医療、災害、これは熊本県の課題のみではなくて日本全体を覆う課題ですので、そういった大都市で深刻化する課題というのを、熊本の地でこそ未来志向で解決して示すこと。そして熊本県の弱点、つまり、大都市と比べて、若者目線で魅力に薄いというところを克服する、これをやって、ひとを惹きつける豊かな地域社会を創造しましょう、というところでまとめております。

それを、もう少しブレイクダウンしたところで、「7つのビジョン実現の方向性」として、1・2・3がものづくり産業、農業、観光、4が医療、5が災害、6・7が弱点の克服というところで、便利さを実感できる地域社会、地域社会の担い手に選ばれる郷土というところでビジョン実現のための課題を掲げてございます。

内容に関しましては以上で、青色に枠囲みしたところが、全て課題になりますので、この課題をどのようにデジタル技術を活用して解決していくかというところを今後具体化し

まして、創生会議で御審議いただいて共通認識を図ると。その羅針盤を携えて、来年度以降、行政ももちろん頑張りますけれども、産業界、学术界もプロジェクトがどんどん立ち上がるような流れにしていければというふうに思っております。

説明は、以上になります。

○小川地域振興課長 地域振興課でございます。

続きまして、私からは付託案件、移住定住等について説明申し上げます。

資料21ページをお願いいたします。

今般、地方移住の関心が高まっていることを受けまして、本県では今年4月に全庁的に移住定住の推進に取り組むため、熊本県移住定住推進本部を立ち上げました。

6月の本委員会でも御報告させていただきましたとおり、今年4月には関係課の課長級で構成する幹事会を、そして5月には関係部の部長級で構成をする本部会議、こちらをそれぞれ1回開催しております。

後者5月の本部会議では、資料の右側の内容の5番にありますとおり、今後の取組の方向性を取りまとめて、全庁一丸となって移住定住の推進に取り組むということを共有したところです。

本日は、前回の委員会以降の移住定住に係る動きについて、御報告させていただきます。

22ページをお願いいたします。

移住定住推進本部の新たな動きとしまして、8月の30日に課長級の第2回の幹事会を開催いたしましたので、まずこの内容を御説明いたします。

会議では、事務局からの説明としまして、主に移住定住の連携した事業の共有と、市町村の取組の紹介ということで、五木村と阿蘇市の担当者にお越しいただく、またはオンラインでつないで紹介していただきました。

詳細は、次のページ以降で御説明いたします。

23ページをお願いいたします。

こちらの資料は前回もお配りしておりましたが、5月の第1回の本部会議で取りまとめました今後の取組の方向性になります。

この8月の幹事会では、事務局の説明の中で、引き続きこの方向性に基づいてそれぞれ取組を進めるとともに、特に「方針」と書かれております2番と4番。2番が「ターゲット(都市部)の明確化」、これに関係する都市部で行う移住相談会、あとは方針の4、「関係人口等の拡大」、こちらに関係する熊本コネクションプロジェクト、こういったものなどについて庁内で連携して取り組むことを共有いたしました。

24ページをお願いいたします。

このページでは、先ほど御紹介しました市町村の取組の概要を簡単に記載しております。

今回、移住者の受入窓口となる市町村の現状を皆さんと共有するため、移住定住の推進に特に県内で積極的に取り組んでおります五木村と阿蘇市の担当者に、取組を発表していただきました。

左側、五木村になりますが、特徴的な取組としましては、下の③独自の取組事例の、例えば3つ目や4つ目になりますが、役場の担当者が移住者の引っ越しの立ち会いですとか、集落の挨拶回りを一緒に回るですとか、こういった移住相談だけではなくて移住した後の移住のフォローまで非常に手厚く支援を行っているという発表がありました。

五木村、阿蘇市2つの自治体に共通して言えることは、やはりその移住者の受皿となる住まい、空家対策、こちらに重点的に取り組んでいるということが分かりました。

右側が阿蘇市の事例の紹介の概要になっておりますが、阿蘇市については平成27年にいわゆる空き家バンクというものを創設したそ

うですが、初めはそのバンクに10件にも満たない登録件数だったということですのでけれども、固定資産税の納税の通知書と一緒にその空き家バンクの紹介を同封したり、担当者の方が空き家の調査や所有者の調査を行うなど、現場を歩いて重点的に行ったことによって、登録件数が増加しまして、今年の8月時点では延べ114件ということで、非常に登録件数が増えているというようなお話がございました。

続きまして、25ページをお願いいたします。

8月の幹事会では、この2つの自治体の取組を紹介いたしました。他の市町村でも様々な取組が行われておりますので、一例として紹介をしております。

本日、時間の都合で一つ一つの紹介は省略させていただきますが、やはり空き家バンクのホームページのリニューアル化ですとか移住定住の支援センターの設立など空き家関係、住まいの関係、あとは仕事の関係の支援が非常に広がっているということが分かるかと思えます。

続いて、26ページをお願いいたします。

この五木村や阿蘇市のように、移住者の受入れに向けてこの空家対策を市町村が積極的に取り組んでおりますので、こういった市町村を県としても積極的に支援するために、県で今年度新しい制度としまして、移住定住促進すまい支援補助金を創設いたしました。本日、こちらについて簡単に御説明させていただきます。

「取組のイメージ」を御覧ください。

右左ございますが、まず左側になります。移住者が行うリフォームなどに対する補助ということで、市町村がこの移住者の個人の方の引っ越し代ですとか家財の撤去費または住宅のリフォーム代、こういったものを市町村が補助をする場合に、上限はありますがその半分を県が市町村に対して補助するというよ

うな制度になっております。

続いて右側になります。市町村が行う施設整備に対する補助、こちらは同じく市町村が移住体験施設である、よく「お試し住宅」と言われるものを整備する場合に、この事業費の最大半分を県が市町村に対して補助するというような、大きく分けて二本立ての制度になっております。

27ページを御覧ください。

先ほど御説明しました住まい支援補助金の制度を、一覧表にしたものになっております。今年度の予算額は、右上にありますとおり3,000万円となっております。

最初に御説明しました住まいの支援金、左側につきましては、これからの申請になっております。11月に市町村からの申請を受け付ける予定となっておりますが、既に複数の市町村から問合せが県に対して来ている状況です。

また右側の「お試し住宅」の整備補助については今1次募集をしまして、2つの自治体に対して内示を行ったところになります。氷川町と南阿蘇村の2つになります。この取組は23ページでお示した今後の取組の方向性、方針1から4とある中の3番、意欲的な市町村に県も重点的に支援をするところに関係するもので、県としても引き続き力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

28ページをお願いいたします。

少し内容が変わりまして、このページ以降は、1から4の方針のその他の取組状況について御説明をいたします。

方針の1、デジタル技術の活用につきましては、今年度、現在デジタルマーケティングによる潜在需要の掘り起こしとしまして、具体的には都市圏にお住まいの20代から40代、こちらをターゲットにしまして、フェイスブック、インスタグラムなどの、SNS上で移住関連のイベントの広告を展開しているところ。

続きまして、同じページの方針2、ターゲットの明確化では、熊本県の魅力を発信し本県への移住定住を促進するために、都市圏で移住相談会を開催しております。

本日紹介いたしますのは、写真が出ておりますが、7月に東京のふるさと回帰センター、こちらは各県などが集まって、それぞれの自治体、県の移住定住のPRをする、そういった窓口になっておりますが、こちらで開催されました九州・山口・沖縄フェアの様子になります。

やはりコロナ禍で様々なイベントがオンライン開催となる中で、この移住定住のイベントもそういった傾向が続いてしまっているのですが、この7月の中旬はたまたまコロナの感染者が若干落ちていた時期でもありまして、久しぶりに現地で、対面で開催をすることができたものになります。県内のブースには55組70名の方が、相談に来られておりました。これは非常に多い数字になります。オンラインが続く中での現地開催が非常に好評でしたので、コロナの感染状況を見ながらになります。今後できるだけ対面で相談できる、現地相談会の可能性を追求していきたいと考えております。

29ページをお願いいたします。

こちら、今度は福岡での相談会の様子を御紹介しております。

先ほど都市圏ターゲットの明確化ということでお話しておりますが、東京、大阪に加えて、やはり近い福岡、こちらをターゲットに今年度しっかり取り組んでいきたいと考えておまして、7月の下旬に初めての試みとしまして、月に1回、県庁に移住定住の相談員の方がいらっしゃるのですが、その方を福岡に派遣して、出張の移住相談会を開催いたしました。

7月に開催しまして、8月はやはりコロナの関係があつて中止せざるを得なく、9月もやはりどうしても現地が難しくオンライン

というところで、現場の開催がまだ1回しかできておりませんが、実際に予約も入るなど手応えを感じております。引き続き、福岡方面の月1回の開催を何とかできないかと考えております。

この福岡をはじめ東京、大阪でも今後、今年度相談会をいろいろ企画しておりますので、コロナの状況を見ながら、できるだけ移住希望者に寄り添った対応もしくは提案ができるように取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、30ページを御覧ください。

方針の4、関係人口等の拡大の取組について、御紹介をいたします。

左側の写真は、今年初めて県のふるさと納税、こちらの返戻品のパンフレットに、移住定住のポータルサイトのQRコードを掲載したのになります。

熊本県にふるさと納税を行ってくださる方は、熊本を応援してくれる関係人口になるかと思っておりますので、移住定住のポータルサイトを載せることで、移住の裾野を広げることにつながる取組ではないかと感じております。

このほかにも復興支援ですとか、また観光部局で言うワーケーション、こういったものから幾つか、現在、県庁内でどういった取組ができるか協議・調整をしているところになります。

あと2点、御紹介をさせていただきます。

31ページをお願いいたします。

今後の主な取組について、2点御説明をいたします。

まずは、県庁仕事部門合同相談会についてです。今回この県庁内で、就職の支援ですとか担い手確保に取り組む所属の方々と連携をしまして、仕事にテーマを絞った相談会を開催することとしました。こちらは今週末になります。当初はやはり東京で開こうと考えていたのですが、残念ながらオンラインでの開催を今考えております。

出展者はU I J ターンですとか農林水産業の担い手確保に取り組む4つの所属の方々と、各事業の紹介ですとか先輩の移住者の体験談、その他個別の相談の受け付け、こういったものを行うものです。

今回、仕事にテーマを絞った移住者の不安に寄り添った相談会を開催することになりましたが、こういった相談会を今後もいろいろ工夫しながらテーマ設定をしていきたいと考えております。

最後になりました。32ページをお願いいたします。

主な取組としまして、今回の9月のこの補正予算でお諮りをしております移住定住促進事業の都市圏プロモーション、こちらを御紹介させていただきます。

都市部の若年層をターゲットに移住定住のフェアですとか、テレビ番組での紹介、セミナーの開催、あとはVR動画の作成、こういったものを通じて都市圏プロモーションを、東京ですとか大阪ですとか福岡、それぞれある事務所とも連携をしながら進めてまいりたいと考えております。

今後も関係各課と連携しながら、移住先として選ばれる熊本県、これの実現を目指していきたいと考えております。

地域振興課の説明は、以上となります。よろしくをお願いいたします。

○坂野市町村課長 市町村課でございます。

続きまして、行政サービスの維持向上について御説明をさせていただきます。

資料の33ページをお願いいたします。

資料の上段のほうに、前回の本委員会におきまして委員の皆様からいただきました御意見を記載いたしております。3点、記載をしております。

1つ目が、国のほうでデジタル庁が創設される中で、県として体制面を含めてどう対応していくのかとの御意見、2つ目が、市町村

の中には県からの人的支援がないと行政が回らないところがあるのではないかと、またそれが今後加速していくのではないかととの御意見、3つ目が、県が地域に向き合っどう手を差し延べるか、一緒に熊本県を発展させる視点が重要との御意見をいただきました。

いただきました御意見を踏まえまして、今回以下の2点について御説明をさせていただきます。

1点目が、市町村の行政体制における現状と課題、2点目が、今後の市町村支援のあり方についてでございます。

以下、資料に沿って説明をさせていただきます。資料の34ページをお願いいたします。

1、「市町村の行政体制における現状と課題」の、(1)社会構造の変化についてでございます。人口減少と少子高齢化の状況を示したものでございます。

左側のグラフは、全国と熊本県の総人口の推移と将来推計を示したものでございます。前回の委員会におきまして、新たな地方創生の取組の部分で御説明をさせていただいたのでございます。

右側のグラフは、本県の生産年齢人口と年少人口及び老年人口の推移を示したものでございます。1975年からの推移でございますが、少子高齢化が一貫して進んでいる状況でございます。

続きまして、資料の35ページをお願いいたします。

(2)市町村の職員数の推移について、市町村の行政改革の取組や定員純減の状況を示しております。黒の折れ線グラフが、平成17年度から令和2年度までの熊本市を除く県内市町村の総職員数の推移を示したものでございます。一貫して、右肩下がりで減少しております。特に、赤い線で示しております平成17年度から平成22年度の間は、国の集中改革プランに沿いまして、県内市町村だけでも約3,000人が減少している状況でございます。

青い棒グラフは、全国の市区町村の職員数を示すものでございます。

次に、(3)市町村の専門職の配置状況等について、農林水産技師、建築技師、及び土木技師の状況を示しております。濃い折れ線グラフが、県内市町村の専門職の配置数を示したものでございます。棒グラフが、全国の状況です。平成17年度以降の推移を示しておりますが、左側から農林水産技師については減少傾向、建築技師と土木技師につきましては、平成28年度頃から増加傾向となっております。災害対応などで、任期付職員等の採用を増やしたことが一因ではないかと考えられております。

続きまして、資料の36ページをお願いいたします。

昨年度の4月1日現在の、熊本市を除く県内市町村における専門職の配置状況でございます。上段が市と町村、下段が町村のみに絞って、人口1万人以上と1万人未満で比較したものでございます。

棒グラフの濃い部分が、専門職を配置している団体の構成比、シェアになります。上段の市と町村で比較しますと、市では専門職を配置している割合が高くなっておりますが、町村はその割合が低くなっております。下段を見ていただきますと、1万人未満の町村におきましては、農林水産技師と建築技師ともに配置されておらず、土木技師につきましても19団体のうちの3団体、15.8%しか配置をされていない状況でございます。

続きまして、資料の37ページをお願いいたします。

(4)市町村の役割の増大につきまして、市町村において公共施設等の更新、統廃合等に関連する業務が増えている状況をお示しております。

左側の表が、市町村の公共施設等の老朽化の状況を示したものでございます。全国市町村の平均でございますが、築30年以上を経

過した公共施設等が43%、整備後50年を経過した橋梁が13%、同じく30年以上経過した下水道管が34%を占めている状況でございます。こうした状況を踏まえまして、右側の図ですけれども、各市町村では公共施設等総合管理計画を策定しておりまして、施設の更新・統廃合等を進めているところでございます。

次に、資料の38ページをお願いいたします。

(4)市町村の役割の増大につきまして、記載のグラフは市町村の部門別職員数の増減を指数で示したものでございます。平成13年度を100として示しております。県内の市町村の総職員数は、緑色の線になりますけれども、先ほどの説明のとおり減少傾向が続いております。一方で、全国的な自然災害の発生や少子高齢化の進展に伴いまして、防災部門や保健福祉部門の職員数は大幅に増員されているという状況になっております。

次に、資料の39ページをお願いいたします。

(5)行政のデジタル化に向けた市町村の現状等についてでございます。行政のデジタル化につきましては、国の地制調の答申にも示されているとおり、今後の行政サービスの維持向上の観点からも、取組の柱となるものでございます。今年の8月末現在の県内市町村におけるDX推進体制の状況を(1)に、行政のデジタル化に関する国等の支援メニューのうち特に人材確保に関するものを(2)に記載しております。

(1)のDX推進体制の状況につきまして、熊本市を除く県内市町村におきましては、新しい組織を整備している団体は7団体、専門の人材を登用している団体は4団体となっております。

(2)の国等の支援メニューにつきましては、後ほど説明をさせていただきます。

資料の40ページをお願いいたします。

ここからは、2の「今後の市町村支援の在り方について」でございます。

まず、(1)他県における市町村支援の事例につきまして、奈良県と鳥取県の事例を御紹介しております。

奈良県の事例を表にまとめております。奈良県の事例につきましては、一昨年度の本委員会におきまして先進事例として御紹介をさせていただいております。管外視察でも、御確認をいただいたところでございます。

奈良県では、市町村の状況に応じまして4つのパターンで支援をされております。

1つ目が、一番上ですけれども、市町村間の広域連携を促進するために助言、調整や人的・財政的支援を行うものでございます。

2つ目が、県と市町村が同種の業務を行っている場合、県も実施主体に参画をして、連携・協働して行うものでございます。

3つ目が、市町村が単独で事業を行うことが困難な場合に、県が市町村の事業を受託・代行して行うものでございます。

最後に4つ目が、市町村の特定の業務に県が積極的に関与しまして、県の施策と連携をしながら助言、調整や人的・財政的支援を行うものでございます。

資料の41ページをお願いいたします。

続きまして、鳥取県の事例でございます。鳥取県では、同県内の小規模の3つの町との間で、地方自治法に基づく連携協約を締結しておりまして、母子保健、道路の除雪や維持管理等の業務において、県と3町が連携して取組を進められております。

熊本県内では、現時点で県が締結主体となって参画しているものはございません。

鳥取県と3町では、もともと協議会形式で取組を進められていたものでございますが、機動性や柔軟性に欠ける面があったということで、連携協約に至ったとのことでございます。

資料の42ページをお願いいたします。

(2)本県の事例と国の支援メニューについてでございます。

本県の事例として、昨年7月の豪雨災害における市町村支援の内容を記載しております。支援の内容は、大きく4つでございます。(1)から(4)に記載しております。

(1)は、地方自治法による被災市町村への県職員の派遣でございます。今年度は、人吉市に4名、球磨村に4名派遣しております。

なお、このほか熊本地震関係として、熊本市に3名、益城町に3名派遣しているところでございます。

(2)は、地域振興局等の土木技師が市町村職員への技術支援を行っているものでございます。

(3)は、被災市町村が行います任期付職員の募集等を、県が手続面で支援するものでございます。

(4)は、被災市町村が行います高度かつ専門的な復旧工事を県が受託をして代行実施するものでございます。具体的な支援の状況につきましては、次の43ページに詳しい資料を添付いたしております。

続きまして、資料の44ページをお願いいたします。

ここからは、国の専門人材の確保に関する支援メニューを3件御紹介させていただきます。

1件目は、総務省の都道府県過疎地域等政策支援員制度でございます。これは、都道府県に対する支援メニューとなっております。概要は、上段の枠内に記載のとおりでございますが、過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を確保・育成するために、県のほうで専門人材を確保して、過疎地域を支援するものでございます。産業振興や地域の情報化のほかに、様々な分野への対応が可能でございます。経費の50%について特別交付税措置がなされるものでございます。

資料の45ページをお願いいたします。

2件目は、同じく総務省の地域活性化起業人(企業人材派遣制度)でございます。こちらは、市町村に対する支援メニューでございます。市町村と3大都市圏に所在する民間企業が協定を締結しまして、企業等の社員を市町村に派遣して、地域活性化等に資する幅広い活動に従事してもらうものでございます。市町村の受入経費等に対しまして、特別交付税措置がなされることになっております。

続きまして、資料の46ページをお願いいたします。

3件目は、内閣府の地方創生人材支援制度でございます。これは、地方創生に積極的に取り組む市町村に対しまして、意欲と能力のある国家公務員、大学研究者、民間の専門人材を市町村長の補佐役などとして、あっせん・派遣するものでございます。なお、令和元年度からデジタル専門人材も、派遣の対象となっているところでございます。

今年度の県内市町村の活用状況は、下段の表に記載のとおりでございます。7団体で活用されている状況でございます。

最後に、47ページをお願いいたします。

(3)今後の検討の方向性についてでございます。

赤線の枠内にあるとおり、各市町村が持続可能な形で行政サービスを提供していくことができるよう、それぞれの地域の実情に応じた様々な手法による市町村支援の形を検討していきたいと考えております。

市町村課からの説明は、以上でございます。

○高木健次委員長 以上で執行部からの説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

まず、新たな地方創生への取組に関する件について、質疑はありませんか。

○山本伸裕委員 15ページでちょっと、そも

そのことについてお尋ねしたいんですが、DXくまもと創生会議のメンバーですね、この方々はどうやって誰が選ばれたのか。くまもと創生会議はどういう権限を持っているのか、ということについて教えていただけますでしょうか。

○臼井情報政策課長 まず、どうやって選ばれたかということですが、昨年12月に発足しまして、その際に県庁の内部、知事、企画振興部で議論して、この方であれば産業界、学术界に知見を持っているのではないかと、というところで選ばせていただきました。

どのような権限を持っているか、というところで言うと、法令というか、ぎりぎりのところで言うと何の権限も持っていません。

○山本伸裕委員 メンバーの方々は、県庁の内部で選ばれたということですね。民間の方もいらっしゃるわけですが、この方々は県との関係で言えば利害関係者に当たるのではないかと、思うんですけれども、いかがですか。

○臼井情報政策課長 創生会議の委員になっていただくということをもって、利害関係者になることはなく、個別事業ごとに契約が適切になされているかが、利益相反かどうかの判断になると思います。

○山本伸裕委員 個別具体的な事業というのが、このグランドデザインというところを基にして具体化されていくんだと思いますけれども、そこで利害関係に該当するということになったら、そういった方々は関係から外されるということになるわけですか。

○臼井情報政策課長 創生会議の委員の方々が、このグランドデザインを踏まえた産学官

のプロジェクトについて決定権を持っているという話ではありません。あくまでグランドデザインを御審議いただく方になります。この方々があっせんしたとか、そういったことになるとは思っておりません。

○山本伸裕委員 やはり行政の中立性であるとか公正であるとか公平性であるとか、そういった点からして、やっぱり民間の方が入ってきて、これから具体的な事業が形づくられていくというようなことになると、やっぱり県民に対してちょっと余計な疑問を抱かれたり不審を持たれたりするようなことがないように、そこはきちっと行政の中立性・公平性が担保されるような形をきちっと示していただきたい、というふうに思います。これは要望です。

以上です。

○高木健次委員長 ほかに質疑はございませんか。

○岩下栄一委員 4ページですけれども、医療、くまもとメディカルネットワークですね。国の施策で医療ビッグデータという発想があるけれども、これは県独自のビッグデータですか。

○椎場健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

健康福祉部の医療政策課のほうで所管をしておりますけれども、これは国の医療再生交付金を活用しまして、県の医師会が中心になりまして、外部とも連携しましてこのネットワークを構築している、というものでございます。

○岩下栄一委員 熊本版ビッグデータですね。これは、行く行くは本体とつないでいくんですか。

○椎場健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

今のところは、まずは医療関係機関あるいは介護の機関、そういったところをまず利用していただくという前提で動いておりまして、昨年度は新規に103の機関で利用されていますので、それを引き続き拡大していきたいということで、取り組んでいるところでございます。

○岩下栄一委員 それでは、患者のデータはないわけですね。

○椎場健康福祉政策課長 患者のデータも含まれております。

○高木健次委員長 いいですか。はい。

ほかにございませんか。

○西聖一委員 DX社会を目指す取組で様々されていますけれども、一つお聞きしたいのは、データを集めることで利便性は高まりますけれども、やっぱりそこには個人情報の保護の関係があるわけです。ヨーロッパなんかはかなり進んでいるので、すごく厳密にされているんですけれども、日本はまだまだ緩いかなということで、この情報保護の観点についてどのように考えているのかということ、それから情報公開の対象にもなり得るときに、オープンには多分しないでしょうけれども、そういうところの関連をどう考えているのか。守れば守るほど、今度は情報漏えいに対する問題が反対に出てくるわけですね。その点はどのように考えているのでしょうか。

○臼井情報政策課長 情報保護のお話ですけれども、例えば、くまもとメディカルネットワークの患者様の情報ということに関して

も、基本的には、個人の機微に関わる情報については、オプトインと言いますけれども、同意に基づいて処理していただくというところ、また、その後の保護、管理に関してはしっかりやっていくというところは基本になってくるかと思えます。

また、県庁内部の話で考えますと、行政が扱う個人情報については、基本的に県庁職員が普段業務をするコンピューターでアクセスできる場所に置かずに、マイナンバー層と言われている、物理的に隔離されたコンピューターからしかアクセスできない別の場所に保管しておりまして、個人情報にアクセスできる人が限定されているというところ、ITリテラシー面からだけでなく物理的に保護しているところです。

そうは言いますが、デジタル化の流れの中で県民の皆様から、その個人情報の漏えいに対する御懸念というのものもあるかと思いますので、物理的な対策も継続しつつ、職員へのセキュリティに関する研修を行って、県職員のITリテラシーも向上していきたいと思えます。

すみません、質問の2点目と3点目を、もう一度お願いしてもよろしいでしょうか。

○西聖一委員 2点目は情報公開、今セキュリティをしっかりとするという事はもう分かりましたけれども、情報開示の請求対象にもなり得るのではないかとということですね。最後は、開示はしないというふうにすればするほど情報漏えいの問題が出てくるので、そのセキュリティはどうなってくるのかというのを聞きたいんです。

○臼井情報政策課長 申し訳ございません。個人情報に関する情報公開請求については県政情報文書課が所管になっておりまして、正確な回答が自信ありませんので、後ほど御回答させていただくという形でもよろしいでし

ょうか。感覚的には、開示しないだろうと思うんですけども、念のため根拠を確認したいところでございます。

3点目のお話では、開示しないとすると漏えいすることにつながってくる、とはどういうことでしょうか。

○西聖一委員 漏えいではなく、サイバーテロに関して。

○臼井情報政策課長 サイバーテロに関しましては、一つはインターネット、基本的にはインターネットとかUSBとかからサイバーテロのウイルスなどが侵入してくるわけですが、そのインターネットの空間を、県庁職員が日頃業務するパソコンから、物理的に切り離しておりまして、このやり方というのは県庁のみならず基本的に市町村も同様で、しかもそのインターネットの入口の管理というのは県と市町村が共同でやっておりますので、県がしっかりリーダーシップをもって、しっかりセキュリティを講じているところであります。

また、職員が日常的に業務で使用するパソコンには、インターネットセキュリティのソフトウェアを導入しておりますので、インシデントは検知できる体制になっています。実際、現状防げているというところがございます。

○西聖一委員 もう、これは今から先は手探りで、回答もないというのは十分分かっていきますから、いいところだけ見ているんじゃないくて、リスク管理も常にした上で取り組んでくださいということをお願いします。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

○松野明美委員 先ほど臼井課長から、情報化の計画をたくさん聞かせていただきました

て、やはり質の向上とといいますか、どんどんと私たちの生活の質の向上も上がっていくんだなというふうに思いました。

ただ、県内には高齢者とか独り暮らしの方もいらっしゃるし、スマートフォン等を持っていらっしゃる方も多分たくさんいらっしゃると思うんですが、そこで情報の格差というのがどんどん出てくるのではないかなと思うんですが、その解消に向けての実証事業などは考えていらっしゃるのかどうか、お聞きします。

○高木健次委員長 松野委員、DXの総合的な、総括的な考え方ということですね。

○松野明美委員 はい。

○臼井情報政策課長 今年度、県としてその高齢者の方々と若者の情報格差、いわゆるデジタルデバイドについて、対策を講じているかということ、現時点では講じておりません。

今、総務省のほうが大規模な予算を投じまして、携帯キャリア4社を通じた、高齢の方々へのスマートフォンの操作研修等を行っているというところがございます。そこについては、我々も携帯事業者と情報交換を行っておりまして、その事業で足りないというか、彼らではカバーできない部分が今後出てきましたら、我々としてはしっかり対策を講じていきたいと思いますが、現状、総務省がしっかり力を入れてやっておりますので、そこを見極めたいというふうに思っております。

○高木健次委員長 いいですか。

○松野明美委員 はい。

○高木健次委員長 ほかに。

○松田三郎委員 これは人事課長か、もしくは

は総務部長ですね、お答えいただきたいと思えます。ちょっとアナログ的な質問になるかもしれませんが。

先ほど臼井課長の説明の中で、特に私は19ページ、20ページの御説明の中で非常に重要だと思ったのは、羅針盤の必要性という中で、あくまでもDXは手段に過ぎず、手段の目的化に注意しなければならないというところでございます、関連して、その目標、目的は何かというと、御説明があったように20ページに、これは知事もよくおっしゃる県民総幸福量の最大化。ただ話が大き過ぎるといえるか抽象的過ぎて、県職員の中にも、これだけ前半に説明があったように、事業もたくさんありますので、このデジタル化に関する事業を進めて、どういった効果を望むか、どういった点が県民の幸福につながるのか、というのは、我々議員も含めて常に意識しながらその位置づけも考えていかなければならない。そのためにこのビジョンでありますとか方向性とか、そういうのでこの最終目標につなげていくのをイメージしてもらっては有用だろうと思っております。

そこで、以上を前提にですけれども、例えばICTとかデジタルに非常にたけている職員さんがいて、ちょっと極論ですけれども、でも、何かみんなと仕事するにはちょっとなという方が片方について、片方には、そういうデジタルに関してははいまいちだけれども、非常にこのチーム、班で仕事するには非常にたけている職員がいらっしゃると。ちょうどコロナの関係で在宅勤務も各部署増えている、ということはテレビ会議でありますとかリモートでありますとか、そういう業務も、これコロナがある程度収束したとしても残っていく部分はあるんだろうと思います。

加えて、これはちょっとアナログ的な話ですけれども、コロナはこういう状況で昨年度ぐらいから、いわゆる歓送迎会もあまりできていない、課とか班の打ち上げもなかなかで

きていない。これはちょっと我々の世代からすると、やっぱり飲みながら話すことによって、普段上司に言えないことを言いながら何かいい雰囲気が出てくるという部分も決して否定すべきじゃないところだと思っております。

そういう意味では、管理職の方々がチームとか班で進めていかなければならない仕事とか事業も結構あると思いますが、そういうところでやっぱり非常に難しいんだろうと思います。職員の方も多分自分の評価は、今言いましたようにICTなりデジタルの部分が多く評価されるのか、あるいは従前どおりの何か協調性をもってみんなでやっていくほうが評価されるのかという、あるいはモチベーションの維持というのも難しくなっているんだろうと思います。

何が言いたいかといいますと、今後、さっき言いましたように、みんなで集まって仕事をするというのがだんだん形を変えてきたときの人事の管理なり異動における留意すべき点というのが、やっぱり少しずつ変わってくるんだろうと思うし変わるべきなのかなというのを個人的に思っておりますので、ちょっと抽象的な話ですけれども、人事課長か総務部長か、ちょっと注意すべき点というのがありましたら、教えていただきたいと思えます。

○城内人事課長 人事課でございます。

委員御指摘のとおり、現在のこの流れは、変わってはいけないというか、働き方はどうしても変わっていかざるを得ない部分はあるかと思えます。そうでなければ、県民幸福量の最大化を目指すような職員の仕事がだんだんできなくなっていくというところでございますが、なかなか難しい話ではございますけれども、管理職の立場から申し上げますれば、直接コミュニケーションが取れない中で、いかに職員の仕事ぶりなりを評価してい

くか、下の職員からすれば、いろんなツールを使って、仕事の効率も上げていかなければいけないけれども、その中でいかに効率の高い仕事をやっていくか、それをいかにチームとして昇華して県民の幸福度の最大化につなげていくか。評価という点で申し上げれば、新たな働き方に対していかにうまく対応できているか、というようなところをしっかりと見ていく必要があるのだろうとは考えます。

評価制度そのものにつきましても、国でもさらに成果に基づく評価ですとか、そういった再検討もされているところですし、そういったところを注意しつつやっていく努力を続けなければいけないのかなと考えております。答えになっているかどうか分かりませんが、そういったところを考えていかなるを得ないかなと考えております。

○白石総務部長 ありがとうございます。一言で言えば、我々もまだ模索中というか、御心配のような管理職がいたり、職員間でコミュニケーションをどうとっていったらいいのかというのは本当に悩んでいるところでございまして。

1年半前にコロナが始まって、もう第5波が来ている状況で、各波の間、間で歓送迎会などを行ったりしたところもございしますが、人事異動があつて、実際私もそうですが、みんなマスクしているものですから、新しい人が来られても顔が分からない。昔から知っている人はマスクしていても分かりますけれども、新しく入った人はまだ顔も覚えることができないというのが現状です。

今後コロナがどういう形になっていくのかということがありますが、今に比べてウィズコロナの中で、DXなどが必然的になり、オンライン化や在宅での勤務などにやはり社会を変えていかなければならないという状況で、我々の働き方も変えていかなければならないということでもあります。今、各職員組合

などから話を聞いても、やはりその辺りのコミュニケーションが不足しているということもありますので、我々はそういったものをしっかり把握して、どのようにしたらいいのかわかりやすく考えていきたいと思っております。

以上です。

○松田三郎委員 すみません、質問している私も、どういった答えを期待しているかわからないところがありましたので、別に人事課長を責めているわけではございません。

さっきおっしゃったように、コロナの影響があり、そしてDXがあり、そして働き方改革等と、これからの公務員もそうですし、これからの管理職というのも非常に、より大変だろうと思います。

ただ、要は何というか、評価と言うと非常に上から目線ですけれども、各職員の持っている能力というのを適正に評価、今までもしてきてもらっているだろうと思いますけれども、今いる県職員の方あるいはこれから採用するであろうという方、なかなか難しい面もあるかと思いますが、そういうふうに偏らずに、まあ今まで以上に働き方が変わったとしても、形態が変わったとしても、適正ないわゆる評価ができる、多様性と言うと何か今、総裁選挙ではやりのようでございますが、多様性のある人材という意味では、これから特に総務部長なり人事課長なり、2人とも大変だろうと思いますが、頑張ってくださいという、半分エールを込めて要望でございます。

以上です。

○高木健次委員長 ほかにございませんか。

○溝口幸治委員 熊本県情報化施策の実施計画について、説明をいただきました。これは担当課があつて、大本は熊本県高度情報化推進本部を通じて進行管理をしていくというこ

とになっていますが、6月の総務常任委員会の中でも指摘をちょっと私させていただいたんですが、包括外部監査の指摘の中に、県のほうの情報化に関わるものについてチェック機能がしっかり働いているのか、効率化とか無駄だとか、そういったものが各課の基準がばらばらで、きちっと働いていないというような指摘がありました。

指摘は指摘として、今後のことを考えたときに、白井課長から今日も説明いただいて、情報政策課というのができて、そこで、この後のDXも含めてしっかり進行管理をやっていくんだろうと思いますが、これからDXのデザインができて本格的に動き出すというようなときに、この県の情報化の施策ともリンクをしてくる部分が多々あるんだろうと思いますし、国のデジタル庁の発足に向けた動きとの連動とかも出てきて、非常にここが重要になってくるんだと思います。

そういったときに、しっかりこの進行管理が文字どおりに、今全庁横断的に組織ができていますが、まさに横断的なチェック体制ができるかどうかというのが大事なところだろうというふうに思っていますが、そのあたりについて今どのようにお考えなのか、そしてこの後、令和3年度はこの体制でいくんだと思いますが、4年、5年に向けてはやっぱり組織の拡充というか、組織の在り方というのを当然見直していくべきなんだろうと思いますけれども、そのあたりも含めて今の時点で答弁をいただきたいと思っております。

○白石総務部長 DXの推進体制ということでの御質問かと思っております。ありがとうございます。

6月のときにも、そういったお話がございまして、そのときに申し上げたこととしましては、今溝口委員もおっしゃいましたけれども、現在、情報政策課が中心となって、全庁横断的な推進本部の中で情報化推進計画など

の見直しを行っているというのが今の状況でございます。デジタル庁が9月に発足しましたが、県の情報化推進計画については、各取組の担当課として情報政策課の方がずらっと入っております。DXの取組、情報化の取組についてしっかり強化していく必要があるということで、県庁の中でも共通認識を今持っているところでございます。体制の強化それから外部監査で指摘のあったCIO設置などについて民間の人材の登用なども含めて総合的に今庁内で議論しているところでございます。年度中途でというのはちょっと厳しいですが、来年4月に向けて正式に外向けに強化しますと言えるまでは、まだ意思決定ができておりませんが、そうした方向でしっかり今検討しているところでございます。

○高木健次委員長 いいですか。はい。

ほかにはございませんか。

○山本伸裕委員 12ページで、2点質問があるんですが、1つは、この市町村の情報システムの標準化・共通化というようなことに関してですが、国の法律制定に伴って地方公共団体の情報システムというのが標準化基準に適合するものでなければならないというふうに定められたわけですね。

そうなってくると、非常に市町村にとっては、これまで独自に住民サービスを行っていた施策がやりにくくなってしまいうんじやないかということを懸念しているわけです。例えば、子どもの医療費助成なんかは、その自治体によっては高校生まで無料だとか、あるいは国保税、介護保険料の自治体独自の減免制度だとか、例えば芦北町なんかでは国保の均等割廃止とか非常に頑張って、保険料の軽減策なんかを講じておられるわけですがけれども、こうした住民サービスが、国が定める標準化基準に従うというようなことになると、システムのカスタマイズが必要になってくる

というふうに思うんですよ。

ところが、法律ではカスタマイズは原則禁止というふうになっているんですね。国会の答弁のやり取りを聞いていると、原則禁止なんだけれども、独自の住民サービスを維持したいなら制限はしないというようなやり取りも行われています。

ということは、市町村でこれまでやっぱり住民に喜ばれた独自の行政サービスは何とか維持したいということで、カスタマイズをやりたいと、標準システムの中で、というようなことについては、ぜひ国に対して要望を出していただきたいと思っているんですよ。というのは、法律の中で標準化基準の作成に当たって、国は地方の意見を聞くようにということが義務づけられているんですよ。だから、地方からの意見として、自治体独自の行政サービスについては維持・存続できるようにぜひ国の配慮をお願いしたい、というようなことについて要望していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○臼井情報政策課長 情報政策課でございます。

要望に関しましては、検討させていただきます。

○山本伸裕委員 カスタマイズを行う費用については、補助がないんですよ。ところが、一方で自治体が情報システムを標準化システムに合わせるというような取組については、補助があるんですよ。つまり、何とか自治体独自の行政サービスを存続させることがなかなか難しいようなシステムに誘導されていくような仕組みになっているんですよ。だから、そういう点ではカスタマイズについても国はちゃんと支援してくださいというようなことを具体的をお願いしていただきたい、というふうに思います。

○高木健次委員長 よろしいですか。

○山本伸裕委員 はい。

では、もう1点ありますが、よろしいですか。

その上の、行政手続のオンライン化の促進というところなんです、オンライン化で身近に住民が窓口アクセスできるようになるというのは決して悪いことではないというふうに考えておりますが、しかし、窓口が無人化されたり廃止されたりしてくると、話は違ってくるといふふうに思うんです。実際にその窓口に行かれる方は、例えば引っ越しの手続なんかにしても、何をどこにどう申請したらいいかわからない。窓口のやり取りの中で、ああ、こういう書類をどこに出したらいいんだなというのが、窓口担当の職員の方からいろいろ教えていただいて分かってくるとか、あるいは、その家族の事情なんかを話しておいたら、実は障がい者の方がいて、ああ、それだったらこういう独自のサービスが受けられますよ、あっちの窓口に行ったらどうですかというようなことだってできるわけですよ。

だから、これはその市町村に対して研修を行うとか支援を市町村に対して行っていくということですけども、オンライン化は否定されるべきものではないと思うんですが、窓口を無人化するとか廃止するとか、そういったことについては、もうなるだけ行わないとか、住民サービスの維持のためにもそこは頑張ってくださいよ、というようなことは釘を刺していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○臼井情報政策課長 現時点で窓口が無人化されるというような話は、県においても国においても議論されてないところではあります。今後そのような予兆とか、そういう風潮になったときには、改めましてその状況

を鑑みてしっかり対応したいというふうに思っています。

○山本伸裕委員 国会の議論の中で、窓口のオンライン化というのは、その人件費の削減、時間短縮、経費節減というようなことが、かなり強調されているんですよね。ということは、その無人化、窓口廃止というような方向もちょっと懸念されるところなので、そこはぜひお願いしたいということです。

○高木健次委員長 もうないようですので、質疑は。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 次に、行政サービスの維持向上に関する件について、質疑はありませんか。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、なければ質疑はこれで終了いたしたいと思います。

次に、議題3、閉会中の継続審査について、お諮りします。

本委員会に付託の調査事件については、引き続き調査する必要があると認められますので、本委員会を次期定例会まで継続する旨、会議規則第82条の規定に基づき、議長に申し出ることにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

その他として何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 なければ、本日の委員会はこれで閉会します。

午前11時22分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により

ここに署名する

地域対策特別委員会委員長